

## 品川区地域密着型サービス運営委員会について

運営委員会は、介護保険法（平成9年法律第123号。）に規定する措置として、区内の地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを行う事業者（以下「事業者」という。）から指定申請があったとき、当該事業者に対する指定の適否を検討するための組織です。サービスの質を確保することを目的として「品川区地域密着型サービス運営委員会設置要綱」に基づいて設置しています。

### ○会議内容

事業者から新規事業所の開設に係る届出があった際、新規開設にあたり必要な設備が整っているか等を確認し、指定の適否を確認する機会とするものです。具体的な内容については、概ね以下のとおりです。

- ・事業者の運営の基本方針や設立趣意の確認
- ・開設施設の設備等状況確認
- ・利用者の構成（年齢、要介護度）
- ・従業員の体制状況

### ○開催頻度

1年に2回程度

### ○会議時間

1回60分程度

### ○運営委員会委員（5名以内の委員で構成）

- （1）介護保険の被保険者（第1号および第2号）
- （2）介護サービスおよび介護予防サービスの利用者
- （3）介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者
- （4）地域における保健・医療・福祉関係者
- （5）学識経験者
- （6）前各号に掲げるもののほか委員会の構成員として必要と認められる者 など